

総合払戻に係る指定公金事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、総合払戻に係る指定公金事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8（2026）年4月1日

伊丹市ボートレース事業局  
伊丹市モーターボート競走事業管理者  
多田 勝志

記

- 1 受託者 東京都港区六本木5-16-7 BOATRACE六本木  
一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会  
代表理事 高野 律雄
- 2 委託事業の内容 総合払戻に関する支出事務
- 3 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで